

I 略年表

- 1851(嘉永4)年 宮崎八郎、玉名郡荒尾村で生まれる
- 1865(慶応元年)年5.20 宮崎民蔵、生まれる
- 1866年11.22 孫文、広東省香山県(中山市)で生まれる
- 1867(慶応3)年4.8 宮崎彌蔵、生まれる
- 1870(明治3)年12.3 宮崎滔天、生まれる
- 1877(明治10)年 八郎、戦死(西南戦争)。
- 1880(明治13)年 前田案山子、小天に民権結社山約水盟会設立
- 1881(明治14)年 民蔵、民権結社相愛社(八郎の植木民権党の流れ)に加わる。
- 1882(明治15)年11 女流民権家・岸田俊子小天に来て前田家に滞在、演説会。
前田家の三女槌子「学問ヲ勸ム」と題して演説
- 1887(明治20)年 彌蔵・滔天、受洗
- 1889(明治21)年春 滔天、イサク・アブラハムをつれて前田家へ
- 1890(明治23)年7 前田案山子、衆議院議員に当選
- 1891(明治24)年 滔天、兄彌蔵と討論。中国革命に身を捧げることを決意する
- 1892(明治25)年 民蔵、ミイと結婚。滔天、槌子と結婚。
民蔵、宮崎家の財産を3分割して、兄弟に分かつ
- 1894年11.24 孫文、ハワイのホノルルで興中会を結成
- 1895(明治28)年10 彌蔵、横浜中国商館に入り、辮髪を結び、名を菅仲甫とする
11 孫文の第1回広州起義失敗。横浜に亡命の陳少白と相知る
- 1896(明治29)年7.4 腸結核で死去(30歳)
- 1897(明治30)年2 民蔵、渡米。1900年11月、ロンドン経由で帰国
9 孫文と滔天、横浜で初めて会う。
11 孫文、荒尾の宮崎家に来訪
- 1902(明治35)年4 神田キリスト教会で土地復権同志会結成
4 滔天、桃中軒雲右衛門に入門、桃中軒牛右衛門と名のる
8 滔天、『三十三年之夢』出版、9 『狂人譚』出版
- 1905(明治38)年7 孫文、滔天の紹介で黄興・宋教仁らと初めて会う
8 中国同盟会設立。孫文、総理に。滔天も参画。『民報』創刊
- 1906(明治39)年9 滔天、『革命評論』創刊。ここに「同志会紀事」及び民蔵・相良寅雄「巡歴日誌」を連載(～40・3・25)
- 1907(明治40)年6 民蔵、『熊本評論』創刊に参画
- 1910(明治43)年7 大逆事件で熊本の松尾卯一太・新美卯一郎・佐々木道元・飛松與次郎ら捕縛。荒尾の民蔵家も家宅捜索、民蔵、渡韓中で難を逃れる
- 1911(明治44)年10.10 辛亥革命(武昌起義)勃発。孫文、コロラド州デンバーで知る
11.15 滔天、上海へ、12.21 香港で孫文を迎える。
- 1912(明治45)年1.1 南京で中華民国設立。孫文、臨時大總統に。
10.24 滔天、帰国
- 1913(大正2)年2.13 孫文、来日(長崎)。3、孫文、荒尾に

II 荒尾の宮崎家と宮崎八郎

1) 宮崎家

宮崎家はもと島原藩士。天草島原の乱のあと細川に召し抱えられた。それを初代として、9代目＝長兵衛正賢（長蔵）文政元年（1818）年に荒尾で出生。

宮崎家は、在御家人（明治になって郷土とよぶ）、すなわち侍身分でいて在（城下町ではなく田舎）にいるもののこと。小作米300俵、山林50町歩をもつ中地主。

長蔵は、学問もするが、軍学や砲術、なかでも剣術をよくし、道場を開く。

嘉永元年に長洲士族永屋家からサキを妻に。その3年後には7カ月ばかり、武者修行に出掛け、江戸では幕末三剣客の北辰一刀流の千葉周作や斎藤弥九郎（高杉晋作や桂小五郎品川弥次郎らが有名な門人。あと一人は桃井春蔵）の道場に乘込んでみる。

その剣術仲間の高木甚之助の子・高木元右衛門を養子にする。家督を継ぐべきものとして養子にしたが、文久2年（1862）に、肥後藩親衛隊として禁門の変に臨み、戦死。

この元右衛門を養子にした翌年嘉永4年（1851）に、八郎が生まれる。

2) 宮崎八郎

文久2年 月田蒙斎の塾に入る。

慶応元年（1865） 藩校時習館入学。

明治2年（1869） 居寮生。入学して4年後。

明治3年 東京遊学を命じられる。最初は埴敬太郎の国学塾、次に尺振八の共立学舎に入り英学を学ぶ。藩政改革（実学党政権の成立）で、いったん帰郷、またもどる。その後、西周の下で学んだり、赤坂喰違門事件という、岩倉具視暗殺未遂事件が起き、嫌疑をうけるなどの経験を経て、民権思想に目覚めていく。

熊本に帰って、植木町に県立の中学校（植木学校）を作らせることに成功する

熊本県民会—25歳以上の男子は財産や納税の学にかかわらず全員が選挙権をもつ—
—小区議員—大区議員—県民会議員⇒宮崎長蔵—第8大区議員、前田案山子—第7大区議員・県民会議員

西南戦争で、植木学校の民権党は、協同隊を編成して西郷軍に味方して参戦、八郎は八代の萩原堤で戦死（27才）。

III 宮崎民蔵と土地復権同志会

〈経緯〉

宮崎民蔵 慶応元年（1865）生まれ。八郎はこの時すでに15歳。

宮崎彌蔵 慶応3年（1867）生まれ。

宮崎寅蔵（滔天） 明治3年（1870）年。

皆、「八郎のようになれ」と育てられる。サキは、11人の子をもうけている（寅蔵が最後）。うち4人が3歳までに死亡し、明治7年に19歳で死亡した伴蔵がいる。残りは女性。

（早世4、19歳で死1、八郎・民蔵・彌蔵・寅蔵、女ルモ・トミ）

民蔵

明治13年（1880）3・7、15歳で家督相続。

← 前年10月に長蔵が脳溢血で死亡（62歳）

明治14年（1881）土地問題に着目し始める。相愛社に参加。

明治15年（1882）久留米の宣教師ミセル・ソーレにフランス語を学ぶ。

明治18年（1885）夏、宮崎正誼に伴われて上京、中江兆民の仏学塾に学ぶ。

明治19年（1886）病を得て帰郷。

明治20年（1887）小作人、強訴。→土地均分の決意を示す。

明治20年代 城下の藪の内組の青年ら10数名学習会。—ヘンリー・ジョージの「進歩と貧困」等を訳出して議論。

明治 28 (1895) 土地問題研究会を結成

地主として、小作人の窮状を目の当りにする。

この事態に接して、民蔵は、土地所有の不平等という実態に驚愕し、解決したいと思うようになる。天賦人権と同じく、土地は天から与えられたものである、これを不平等に分割することに問題があると思うようになる。これから彼は猛烈に勉強して「土地均享論」という理論をみにつける。兄八郎の思想の民蔵なりの発展形態という事が出来る。

(渡米)

1 長洲の会合

「所は九州有明海浜の田舎町長洲鎮守神社の側にある友人吉田市川の宅に於て、兼て理想の研究を共にせし友人と会合し、土地均享主義実行の事に就て相談した。

是よりさき、予は田舎に生長せし身とて、多年実現熟考の結果、土地の均有は民人生存上最も大切なる関係にして、且つ道徳上民人の正当なる権利なるを認むると同時に、この権利の放棄が実は天下多数人類の悲運の大原因となり、此権利の回復が地上に於ける民運挽回社会改革の第一要件なることを感得し、而て此事件の本義は地球に対する人類の問題なれば、此事件を我郷土なる本邦に提起する前に、世界の重なる邦土中の志士に計ると同時に、他邦の志士が社会改革に対する意向と運動とを実現するは、大に必要なりとの観念を起し、菊池の山奥に独り自然を友として理想を楽しみ、耕耘に従事し居る友人迫川を訪うて之を語る。迫川同感、大に喜び、共々に先づ米国に渡らんことに決し、それより予は各其同意に取懸り一ヶ月余にして旅費と旅券とを整え得たれば、予等は予等の所決に付十余年来、宗教問題、社会問題、政治問題等に討究を同じふせし、諸友に所思を問はんと日を期して長洲に会合せんことを求めた。

当時諸所散在して会する者、宮川通天(辰造)、森川作燈、吉川市川と迫川及び予、僅かに五人。予等土地問題に於ける所存を以て語る。主意に於ては同感なり、只本邦人の未開なる此主義を知らしむるには尚教育を要す。故に予は貧民教育に力を致すを以て急務なりと思うと。予等曰く、土地均享の義は、教育なりと高遠の手段を要する時間に非ずして、処分を要する実際問題なりと思うと云えば、他は皆曰く、教育を以てするも亦必要ならん、されど吾等は実行を最も必要と信ずれば、其レに同意する内地にいるものは、内地に力を盡すはずなれば、君等は外国を廻りて来れと。斯くて各自の所向相決したれば、予等は同志を代表して、彌百姓の使者を以て自任し、欧米諸国に志士を訪問することに決し、門出を祝し離情を叙ぶる為めに酒と肉とを牛飲馬食して別れ、迫川と共に吾家に帰りて、ついで十一日同友田尻当千来る、共に志を語る。」(「百姓の使者 長洲の会合」)

1897 (明治 30) 年 2 月 25 日 横浜港を出港

2 月 17 日 相良寅雄とともに出熊。岡山で安部磯雄に会う。チャールズ・イ・ガルスト(築地)を紹介される。

大阪で、池辺三山に会い、「大阪朝日」への寄稿を約束。原稿料 200 円の前借。

2 月 23 日 名古屋で内村鑑三に会う。札幌農学校の新渡戸稲造を紹介される。

2 月 24 日 寅蔵・平山周・可児長一・中江兆民・ガルストと会う。

Chsrles Elias Garst 1853.8. 23—898.12.28 宣教師。1872 ウェストポイント陸軍士官学校入学。1883 妻ローラと共に来日。1896 単税に興味をもって単税研究会。97 機関誌『単税』創刊。98A "A Great Economic Equation" を著わす。

(単税—土地からの収益が唯一の剰余生産物であり、他は再生産に必要なものであるから、課税負担が可能であるのは地主の地代のみで、他の税は全廃すべきだとする

説。)

ガルストから、ヘンリー・ジョージとチャールズ・クーリッジを紹介される。

2月25日 相良寅雄とともに横浜港出港

3月17日 桑港着

米国在住日本人 凡そ6000人(内桑港4000人)

4月1日 オークランドで、チャールズ・クーリッジを訪ねる。

4月12日 英語語学学習

5月1日 「大阪朝日」に寄稿。12月9日まで12回

1か月間 家事見習 入勤

7月8日 米人イヤン家に雇われ、給仕・掃除—1週間のうち3回皿を割る。

8月~10月 サクラメントのホップ摘み労働。

9月23日 フィルド村のイガー家に入勤

1898(明治31)年

1月6日 桑港に帰る。

2月9日 リンガー家 通勤

2月18日 デュト家 入勤

4月7日 サクラメントに行く

9月2日 相良と共に、フレスノでブドウ摘みに入勤

夜は、50人の労働者と共に馬小屋に寝る

園主と紛争し、サクラメントに帰り入勤

9月13日 桑港に帰る。

10月21日 アルチェーズ家に入勤

1899(明治32)年

1月5日 桑港東ストックトン日本協会に宿泊

1月22日 桑港に帰る。

2月2日 ロイドジョーンズ家入勤

3月2日 金門社に勤める

3月27日 英語教師ラーキンに就き学ぶ

5月28日付 相良宛書翰

「小生用事モ略片付二三日前ヨリ有志者ヲ訪問致候。先第一ニ支那街ノ文興社ノ主人ニ面会シ、兼テ認メ置キタル漢字ナル支那人ニ告クルノ書ト彼土地恢復ノ主旨書類ヲ見セ候所、彼ハ大ニ同感之旨ヲ陳ベ、後年ノ通信交通ヲ約シ相別レ申候。此人ハ唐暉昌ト申スモノニテ康等ノ派ト見エ康ガ日本ニ於テ多クノ良友ヲ得タルヲ喜ベリ。而テ彼ハ梁啓超等ガ横浜ニ於テ発行シツツアル清議報ヲ示シ申候。第二ニ張康仁…欧陽少白…『興中会ハ如何ナル会乎』ト尋候処、『興中会ハキングヲ嫌フ者共ノ兵ヲ起サントノ準備会ナリ、然シ此会ハ已ニ以前ニ資金ノ不足ニ付キ倒レタリ』と。…彼等急激革命家ナル故突然尋ネルモ心中ヲ明ササルハ当然ナリ。故ニ小生モ彼張康仁ト欧陽少白ニモ別ニ推シテ抱負ヲ尋ネル事ヲ見合セ申候。…ハワードノ会合ヲ尋ネ…アイルランド会…バクレノ大学教師ナルアルフレッド・モーゼ…クリッジ…其次ハレボルパーチ社会党ノ首領ノ姓名ヲ尋ネ申候処、首領ナシ事務ハ書記ナルMiss Jone Roulstonト申ス婦人が取揃エリト申候故、昨日其家ヲ訪ヒ、『余ハ此目的ノ為ノ旅行者ナリ、今汝ノ好意ヲ得テ、ソシアルシト・ボル・パーチニ之ヲ渡与セラレン事ヲ望又希フ、貴下ハコレニ付キ如何思ハルルカヲ余ニ語ラレン事ヲ』ト書類ヲ差出申候処…」

夏 相良寅雄・村上弼・野田七郎の援助で、ニューヨークに移動。

1900(明治33)年

3月 英文「土地復権につき全人類に檄告する」600部を印刷頒布
8月16日 ロンドン着
11月帰国

ヘンリー・ジョージ Henry George

1839・9・2 フィラデルフィアで出生。

家計の窮迫のため、14歳で学業を止め、給仕・水夫・植字工→サンフランシスコへ、印刷工。1861年結婚。長男・二男と生まれ、極貧生活。1868年暮れから、ニューヨークの貧富の懸隔の甚だしさに驚き、原因を突き止め貧者の救済の方法も模索。

1861～65 南北戦争。1869年大陸横断鉄道完成。カリフォルニア側の終点はサクラメント。→土地投機。1871年『わが土地および土地政策』、1879年『進歩と貧困』

【根本思想】アメリカの伝統である自然法、神法思想であり、民主主義思想を基礎に、土地の共有によってのみあらゆる社会弊害は除去され、神の意志、自然法に合致する真の共和国が建設される、とする。この目的を実現するために、「地下課税によって全地代を社会に収め、労働と資本への課税を廃止すべきだ。＝単税論者

ニューヨーク市長選挙に、1886年、1897年の2度、立候補。投票日4日前の10月29日脳溢血で死亡。59歳。

〈土地均享に関する法案の作成〉

「土地所有法理の点検」明治29年稿

「土地所有法改正草案」同年

「土地均享法草案」明治39年

〈国内遊説〉

1906（明治39）年4.19～1907（明治40）年8.18

西部武蔵（三多摩地方）～甲州～信州～越後～越中～能登～加賀～（京都・熊本）
～近江～伊賀～伊勢～紀伊～大和～河内～阿波～土佐

（「巡歴日誌」『革命評論』連載）

IV 土地復権論の内容

『土地均享 人類の大権』（明治38年〈1905〉9月初版）

緒言

社会組織の不完全なる現在に於ては、人権の要求すべきもの一にしてならずと雖も、實際上道理上、土地に対する人権の回復より緊急大切なるものはなし。如何となれば土地は居住の土台、生産の基質にして、人類は之れに依りて始めて生存し、之れなければ生存するを得ざればなり。故に、人は皆生存の権利を有するものとするれば、亦皆土地使用の権利を有するとせざるべからず。是れ人類生存に関はる根本の問題なり。若し此問題にして解決せられんか、爾余の民生問題は、刃を迎へずして解けんのみ。是吾人が生存安全の保障として、土地均享を以て人類の大権となし、之れが解決回復を以て、民運挽回の第一要件となす所以なり。

...

試みに思へ、官署美を装ふも、民家破損せば、国民に於て何の益あらん。校舎軒を連ねるも、児童学に就くを得ずんば、国民に於て何の益あらん。産業隆興するも、民生欠乏せば

モ区民に於て何の益あらん。国権拡張するも、民権伸びずんば、国民に於て何の益あらん。国家領域を広むるも民人土地を失はば国民に於て何の益あらん。而かも、斯る国民無益の誇張に全国の民力を傾倒して、斯民人苦迫の汪流を馴致する所以のものは何ぞや。他なし。政府が其真正の目的を誤りしことと、民人が其自己の権利を認めざりしこと、政治家が私欲に當々たりしことの為めに、国家を挙げて虚勢競争の場所なし、と政府を以て政權争奪の機関となせし積年の風潮によりて生じたる結果に外ならず。

第一章 大権回復の必要

人生最悲むべきもの

人として人たるの権利を有たざるより悲しきはなし、人として人たるの権利を有たざるか、言はんと思ふことを言ふを得ず、行はんと欲することを言ふを得ず、享くべきもの享くるを得ず、有つべきものを有つを得ず、如何に正しきことたりとも、如何に善きことたりとも、進退取捨、自己の心を以て定むるを得ず、再び得られぬ斯の生涯をば、奴隷の如く、囚徒の如く、他人の驅使に役々として卑屈失意に終ふることとなる。人生の痛恨又何物か之に加ふるものあらむ。

人の権利は天与なり

世には人の権利を国家や法律の賜物なりと云ふ者あり。斯は大なる謬見なり。人の権利は、人の生命に伴へる資格なり。視よ、人の生るるや、高く万物の上に秀づる所の性格を享けて来るにあらずや。…人に人たるの声明を与へし造化主は、必ず人に人たるの権利を与へ賜ひしを知る。だれば人々の生命の貴重なるが如く人々の権利も亦貴重なるを知らざる可からず。

人類の大権利

人の此の世に立つて其性格を全うせんとするには、必ず種々なる権利を要するものにして、信教の権利、思想の権利、言論の権利、結婚の権利、参政の権利等固より欠く可からず。されど、今吾人が爰に天下の同胞に向つて、我々人類の為め最須最要なる大権利として、其回復を宣揚主張する所のものは何ぞや、他なし、天与の斯大地に対する平等享有の権利是れなり。

天造物均享は正義なり

而して其の平均スベキものは何ぞや、曰く唯だ天然力によりて出来たるものは是れなり。如何となれば、爰に人々が皆欲する所の一物あり、此の物は人力によりて出来たるものにあらずして、全く天造の物なりとす。此天造の物に対しては、天下何人も自己は他人より多く取り得るの権利ありと主張し賜ふの理由なければなり。

故に人々の要求に対して天造物を処分する唯一の正義は、帆と美と平等に享受することは是れ也これは維れ人間天性に対する根底の立場を平等にするものにして、其元則は、多く働く者は多く得、少く働く者は少く得、同様に働く者は同様に得ることと大なる罪を犯せし者は、大なる罰を受け、少なる罰を受け、同等の罪を犯せし者は同等の罰を受くること、共に人倫道義上、人類根底の立場を平等に置くものにして、数量上凡ての数の根元を單位に置くと同様に、万世不易の正法なり。

土地平等享有権

…吾人人類を載せたる此の土地は、吾人人類が應に平等に享有すべきものなること明らか也。如何となれば此の土地は、已に人類生存以前に出来たる天造物なれば也。故に吾人人類は出生の前後あるに拘はらず、皆此土地に対し平等の権利を有するもの也。

而して此権利は、自己の労力によりて得たものにあらず、又他人の賜與によりて得たるものにあらず、唯身命と共に造化主より享受したるが故に、吾人は之れを土地享有権といふ。而して此の権利は、売買授与によりて他人に移転すべきものにあらず。

地球人類の共有なり

而して此の土地に対し、人類平等享有権利の存立せる根底の真義は、各人分有にあらずして、各人共有にあり。如何となれば此土地は、海陸坦險、三川寒暖等種々異変せる状態によりて人類に便益を供給し、為めに分離すべからざる所の一形態を成し、且つ之に対する平等享有者なる人類の員数は、出生と死去とにて変動し、為めに各個人の分受額なるものは、永久一定なる能はざれば、人類の土地享有に於ける完全なる平均の真義は、其根底分有にあらずして、共有にありとせざるを得ざれば也。是故に…此地球は全人類の共有なり。…されば、ネバダ山脈の絶景も単に米国人の専有にあらずして、我々人類の享有なり。ウラル河畔の曠原も…、アルプス山麓の牧野も、ヒマラヤ連峰の壯観も、揚子江流の展望も、…我々人類凡ての共有なり。此自覚は如何に人類各個をして、豊富快暢の感情を心胸に生ぜしむるものなるぞ。真理は実に人々の望と樂とを大ならしむるものなる哉。

歴史の垂訓

之を歴史に徴するに、土地均享法は古来諸邦に行はれたり。日本に於ては古代天智天皇之れを行ひ、近世に鍋島相馬の諸侯之れを行ひ、支那にありては古代に黄帝文王の諸王…中世…魏の孝文、唐の…太宗…希臘…ライカルガス…羅馬に…リシニアス、グラッカス兄弟あり。…斯くの如く土地均享は、古来世界諸方に於て、希代の仁君賢人によりて、人民生活に最要なるものと認められて或は断行され、或は主張せられたりと雖も、惜しむべし、彼等諸賢は斯の土地均享が天授人類の大権利なることを認得せざりき。或は之を認得せし人もありたらん。されど、之を具体的に、明確に宣明せざりしなり。故に民人も明確に之を把握保有すること能はざりし也。此故に仁善の政法も、時代と執政者の更はるに従つて変はりて永續するを得ず。今日我々人民の為めには、唯だ羨むべき過去の美談として遺れる而已。

権利と政策

若し此等往昔の土地均享制が、根柢を公明の道理に取り、基礎を人民の権利に立てたりしならば、時代は更り、執政者は変りしとも、此制度は容易に変更せざりしならん。往昔に於ては、只仁慈の政策として立てられし為めに、時代と執政者が変更するに随つて亦容易に変更せり。

国有は不可也

土地均享法として、土地国有説を主張するものあり。而るに現存の私有地を移して国有となすに、無償として没収せんか、余りに無理なるべし。優勝として買収せんか、其価額非常に多量にして実効実に困難なり。

好し、此二困難は克く突破して国有となし得たりとするも、国有は其实官有となる、官有とならんか、時代変り執政者更れば、又官有地払下の政策なきを保すへからず。その例英国にあり。…

好し又斯る払下はなく、土地は永く国有として官府の所轄にありとするも、決して善法と謂ふ可らず。如何となれば土地皆官府の所轄となるや、政権の執行者なる官吏は、政権の執行者ならざるじぬしよりも尚多くの威勢を保有し、其下に立つ借地人民は、地主に対す

るよりも尚ほ多くの屈従心をを以て官吏に対せざるを得ざることとなり、国民は皆官府の奴隷の如く、其身を低落せしめざるを得ざるべし。

加之、土地国有は土地均享を家数割にすると同様に、一派人類に対し大に不公平となる。…其国土の面積に対して、人口の多き所も少なき所も、其国疆限りに各々平均率を定めざるべからずとすれば、人口不相当に広き地面を有する露国や、米国や、豪州等の人民は、過分の天恵を擅有し、地面不相当に多き人口を有する和蘭や、支那や、日本等に生れし人民は、応分の天恵を享受するを得ざることとなれば也。而して国域的偏執の感情は永く民心に蟠まりて、人々相凌ぎ相奪ふ侵略的姦計や戦争を以て愛国的能事とするの蛮風は、何時までも解除さるるの時なかるべし。

単税法も可ならず

土地国有説の外に土地均享の大義を奉じ、土地単税法を主張する一派あり。その説に曰く、土地は天造なり、人類は皆應に其恵を均受すべきものなり。されど今之を其所有者より公収して直ちに均享するは、徒に時代の情勢に逆ひ、大に実効を難からしむ、故に土地の所有者よりは、所有者なりとの名義は取らず、唯其の土地より生ずる利益を取て租税となし、以て国政全般の費用に充て、而して他の総ての課税を廃止す。斯くの如くにして我々共有土地の収利は、我々公共の費用に使用し、而して地主の壟断は出来ざることとなり、随て土地の兼併は自然に減退することとなる。是れ名を与へて実を得る妙法なりと。吾人は其主義には同感なるも此実施方法には賛成する能はず。(此説は米國ヘンリー・ジョウン氏の主張にて露國のトルストイ氏も熱心なる賛成者なり)。

此方法によれば、土地の共有者なる我々人民は、供用費としての土地の収実を受くるを得るも、而も土地其物を受くる能はず。如何となれば、従前の土地所有者は、其地税を納むれば其土地を保持するを得、而して其地主が若し商工營業を有する者なれば其地税は容易に納むるを得。如何となれば、従来負ひ居たりし營業税は一文も払ふを要せざれば也。

且つ多数の土地所有者は、危険にして多くの収利ある事業よりも、収利は少なくとも安全なるを好むの傾向あれば、其所有地が自己に少しにても収益ある間は、容易に他人に譲渡するを欲せざるは、自然の情勢なり。されば、此単税法実施の結果によりて土地を買ひ得たる人々は、従前負ひ居たる借地料と同様の重税を負はざるべからず。

斯くの如くして、単税法は凡ての農民に重荷を負はしむるのみならず、尚ほ土地兼併を此社会に存在せしめることとなる。是れ此法が土地共有者なる人々の為めに実を收穫すれば足れりとして、名を放棄するの過なり。孔子曰く、名と器とは人に假すべからずと。凡そ名のある所には必ず権利あり。権利のある所には又必ず利益あり。今の如く、生存競争劇人なるの時代に於ては、権利の存在安全ならざるか、利益は決して安全なりといふを得ず。

正当の方法

是故に吾人人類が、斯の吾人人類の大権なる土地享有法を制定せんとするには、必ず名実共に得るの方法に由らざるべからず。而らば名実共に得るの方法とは如何、曰く此土地の平等享有者なる吾人人類は、各個当分の地面を各個相侵さずして、最も公平に、最も自由に、最も便利に享有使用するを得ることによること是なり。その要領左の如し。

すべての土地に人力によりて増加せる生産力を量りて、法定価額を付し、而して人口と地面とその生産力を比較均分して、一箇人分の享受地面学額を算出し、斯くして一個人分の土地を持たざる者は、誰にてm、お過分の所有者に要求し、直ちに当分の地面を受領するを得、而して土地の受領者は土地の譲渡者に対し、其土地の改良代価即ち法定地価額を、法定期限内に年賦又は一時払にて納了する事。

斯の如くすれば人々は土地平等享有者たるの名分と権利が明確に立ち、土地とその利益も

安全に得らるることになるが故、吾人は此方法を以て最も正当と思惟するなり。

共有物分受法の意義

世人或は云はん、共有物なる土地を、分受するよふにするには、果して正当と謂ひ得るや否やと、吾人は確信す、決して正当の義を失するなすと。如何となれば、土地共有の義は、其根本各個人の平等享有権利より発生するものにして、土地の共有そのものより出生せしものにあらず、即各個人は土地の平等法享者にして、土地は各個人の被共有物である。換言すれば土地の為めの各個人間でなく、各個人間の為めの土地である。それ故に、土地共有そのものよりも、各個人の平等享有権利を重視するは、当然のことなりとす。而して各個人の此享有権利を重視する具体的方法は、各個人の享有土地使用の自由と便宜とを安全に保障するにあり、而して各個人の土地使用の自由と便宜とを安全に保障せんとするには只々分受使用を以て、最適当なりと思惟すればなり。

…

必竟するに、吾人が土地用法として分受を取りし所以のものは、人々が享受の土地には、米や豆を作ることをも、鶏や豚を飼ふことをも、図書館や音楽堂を立つることをも、泉池や假山を造ることをも、梅桜や草花を植ゆることをも、或は賃貸することをも、全く随意に使用することを得る自由を保全することにし、而して人間を土地や生産物に隷属することなからしめ、以て人間各個人に土地享有者たるの権利と便利とをあんぜんにほしょうせしむるにあり。而かも各個人の土地受領額は人口の増減によりて加減せられて、他人の受領額さへ侵犯せざれば、地上いずれの処にも、自己当分の土地は得らるることなれば、土地共有の義は根本的に儼存するゆへに、吾人は此法を以て最も正当の方法とするものなり。

法定地価額の算出

凡そ土地に其収益を加へし人力の功績を見るに二様あり。個人的功績にして、他は社会的功績なり。個人的功績とは、山野自然の地面を開墾し、畦畔を立て、水利を通する等凡て土地に直接個人的労功を加へたるものにして、社会的功績とは、人口増加し、道路開通する等、凡て土地に間接社会的労功の加はりて、其収益を増せしものなとす。而して此二功績が即ち土地価格を構成する要素にして、時価なるものはつまり此要素より生せしに外ならず。…

受領地面積の算出

各個人土地受領額は、如何に算定するや、是又土地均享法中における重要な条件也。凡そ人類が土地に対する最須の要件二あり。一は居住の為にすること、一は生産の為にすること、是なり。…斯の二効力を要素として算出するを正当のことなりとす。而るに居住の為めとしては、受領地面皆同格にして、其平衡を得べければ、更に広狭の別を立つるを要せず。されど、生産の為めとしては、其受領地に生産力の均衡を得せしむるの要あれば、元やは山林の幾何反に相当し、山林は畑の幾何反に相当し、畑は田の幾何反に相当すと生産力の多寡を計り、土地の種類に随て広狭一定の割合を立つることとし、而して其同種の土地間に存する産力の不同は土地受領者が負ふべき土地賠償代価と、賦税の輕重によりて平均することとせば、概ね其平衡を保つを得ん。

土地受領者の地位

人類の土地享有権利回復の手續なる此法は、事実と道理に照らし、人世の本位をば、家とか国とか社会とかの如き、抽象の假躰に置かずして、苦樂悲喜禍福を全く実感実受する人間現実の本体なる個人においたるものなれば、苟も人にしあれば、男女の区別なく、皆均

しく土地享受の権利を有するものなりとす。

第四章大権回復の効果

独立自由の生活
乞食盗人の減少
老人病者生活の保障
婦人弟妹の地位高くなる
商工業の発達を催進す
土地の生産力増加す
自由平等人類友愛の基立つ

おわりに

宮崎兄弟の父・長蔵は師匠・月田蒙斎の思想、すなわち「人は我身を私有物と考えているが、それは間違いで、天から与えられたものであり、自ずとそこには天命が備わっている、それを自覚することが大事だ」、また、「私欲を棄てること、天のもとでは人はみな平等なのだ」という思想を受け継ぎましたが、宮崎兄弟の長兄八郎は、さらにそこに西洋近代思想としての天賦人権論、人は生まれながらにして平等に天から授けられた人権を保有しているのだ、という思想を手に入れるのです。中江兆民が翻訳したルソーの「民約論」を読んで、いたく感激するのです。八郎は「植木学校」をつくり民権思想の普及を計り、県民会をつくることにも尽力しますが、「有司専制」という専制権力を倒す闘いに挑んで、西南戦争に仲間とともに参戦して死にます。父は、残りの息子たちを「八郎のようになれ」といって育てるのです。

次兄の民蔵は、父の死後地主としての宮崎家を相続しますが、小作農の生活の厳しさを目の当たりに見て、土地所有の不平等の現実を克服することが自らの使命だと認識するに至るのです。そして大いに勉強して「天造物である土地には万人が平等にこれを享有する権利がある」とする「土地均享論」に到達するのです。そして土地復権同志会を組織して運動をするのですが、アメリカにわたって苦勞を重ねつつその理論の磨きをかけているときに、中国の近代革命にとって最も頼りにすべき人物として「孫文」を見出し、日本に残っている二人の弟弥蔵と寅蔵（のちの滔天）に教えるのです。これが、その後の孫文と宮崎兄弟との関係を生み出す重要なきっかけとなったのです。